



### [令和6年度当初予算編成方針「骨子」について]

[総合計画に示す将来像の実現に向け、未来への投資と適正な財政運営を両立]

・令和6年度当初予算の編成にあたり、「歳入」及び「歳出」のそれぞれにおける各重点事項について、その骨子をまとめたもの。

#### ■ 内容説明

##### <歳入>

市税、交付税（普通交付税・特別交付税）、地方債、基金、譲与税等、国・県支出金の各項目について、それぞれの収入財源としての確保への取組方針をまとめた。

##### <歳出>

###### ● 総論

- ①人口対策に果敢に取り組むため、総合計画をはじめとした各種計画・戦略の推進項目や評価検証結果を的確に予算化
- ②こどもまんなか社会の実現、PLAY EARTH PARK関連事業など未来を見据えた事業に積極的かつ適切に投資
- ③コロナ対策、物価高騰対策のほか、近年多発している突発的な災害への対応など市民の安全・安心な生活や市内経済の安定を図る事業を、きめ細かにかつ速やかに実施
- ④各種行革推進施策の着実な実行により、令和7年度までの歳出一般財源額の圧縮目標の達成を目指すとともに、自主事業に取り組むために必要な自主財源を捻出

###### ● 重点事業関連

- ①第2次総合計画「なんとまちづくりプラン」に掲げる各種施策（こどもまんなか社会の実現と若者・女性の就労環境の充実、DX・GXの推進、小規模多機能自治）
- ②PLAY EARTH PARK事業への取り組み
- ③新型コロナウイルス感染症対応・物価高騰対策について
- ④行政改革推進（公共施設再編、「選択と集中」によるメリハリのある財政運営、第三セクター改革、各種補助金等の見直し、施設維持管理経費、職員定員の適正化、）

※その他詳細については、別添、「令和6年度予算編成方針（骨子）」を参照願います。

## 令和6年度予算編成方針（骨子）

## ●歳入に関すること

- ＜ 市税 ＞ ①自主財源の確保に取り組む  
②ふるさと納税制度の積極的な周知、推進を図る  
③クラウドファンディング等の新たな収入源を活用する

市政運営においてその根幹となる「市税」は、コロナ禍からの持ち直しを見せてはいるものの、人口減少による将来的な影響も懸念され、依然厳しい状況にある。

納税義務者数の適正な把握と、市内事業所の景況感調査等を徹底した上で課税を行うとともに、滞納繰越分の徴収についても、引き続き取り組みを強化し、自主財源の確保に全力をあげることにする。

また、本市の魅力の発信、そして誘客にも繋げるべく、ふるさと納税制度（企業版ふるさと納税を含む）の積極的な周知、推進を図り、貴重な財源としての確保に努める。

クラウドファンディング等特定の事業に対する寄附の募集が近年多方面で行われていることから、本市においてもこのような新たな収入源を見出し、活用していく。

- ＜ 交付税 ＞ ①前年度並みの交付額を想定しており、予算割れが生じないよう適正に算出  
②特別交付税は、国へ特殊財政事情等への支援を要望

歳入の約4割を占める「普通交付税」については、国の様々な地方財政措置（R2からの地域社会再生事業費やまち・ひと・しごと創生事業費（地方創生推進費）、R3の地域社会デジタル推進費等）に伴い、現時点では、前年度並みの交付額を想定している。しかしながら、地方債償還が令和5年度にピークを迎え、今後、歳出の公債費の減少が基準財政需要額の公債費分の大幅な減少につながることから、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことが想定される。国の制度設計をしっかりと見極め、予算割れが生じないよう適正な算出を行う。

また、「特別交付税」についても、その算出にあたっては、算定基礎数値の洗い出しを徹底するとともに、本市の特殊財政事情等への支援について、引き続き国への要望も行い、総額の確保に努める。

- ＜ 地方債 ＞ 有利な地方債を厳選

「地方債」については、普通建設事業を中心としたハード事業及び地域活性化イベント等のソフト事業などは、引き続き「過疎対策事業債」や「辺地対策事業債」に頼らざるを得ない状況である。

しかしながら、過疎地域の増加に伴う近年の全国的な要望額の増加により、必ずしも100%の配分とはならないことが想定されるため、緊急防災・減債事業債や緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債、脱炭素化推進事業債などの他の有利な地方債の充当についても十分考慮し、当年度の財源確保だけでなく、後年度への負担平準化にも努めていく。

- ＜ 基金 ＞ ①繰入基準の明確化を徹底し、適正、的確に繰入れを実施  
②総合計画成果向上枠（1億円）を、昨年に引き続き活用  
③新型コロナウイルス感染症対策基金を有効に活用

1. 「基金」については、繰入基準の明確化を徹底し、特に、減債基金、施設等整備基金、すこやか子育て基金、過疎地域自立促進基金、商工観光振興基金及びこども未来創造基金等については、後年度事業計画に基づき、適正な繰入を実施していく。  
財政調整基金については、標準財政規模の10%から15%程度を確保することとしており、現時点で、その基金残高に特段の問題はないが、昨今のコロナ感染症及び物価高騰対策や災害等の不測の事態に備え、近隣市町村も残高が増えている傾向にあることから、基金残高を注視した予算編成に努めるものとする。
2. 地方創生推進基金は第2次総合計画の着実な推進のために積み立てており、令和6年度は、計画通り2億円を該当事業への財源として繰り入れることとする。また、評価検証に基づく取組の改善と深化をはかるため、令和4年度及び5年度に引き続き「成果向上枠」を設けることとしており、必要な財源（1億円）を繰入れる。
3. 新型コロナウイルス感染症対策基金については、引き続きコロナ感染症の再流行や長引く物価高騰を見据え、現時点では国・県交付金の見通しが立たないことから、引き続き、市民の安全・安心な生活や、事業者への各種経済支援等に有効に活用していく。

#### ◀ 譲与税等 ▶ 国の動向等を十分見極め、正確に試算

譲与税及び各種交付金等についても、新型コロナウイルス感染症や物価動向に伴う影響額等について、国の動向等を十分見極め、正確な試算に基づき、予算に反映するものとする。

#### ◀ 国・県支出金 ▶ 国・県の各種施策の情報収集を徹底し、財源の確保に努める

コロナ対策に係る国や県の補助金は当然ながら、国・県の補正予算等における各種施策の情報収集を徹底し、本市の各種施策との整合性のもと、補助金の速やかな申請により財源の確保に努める。特に国のデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生及びDX推進枠）などは、様々なメニューがあることから、本市の課題解決のため積極的な活用に取り組んでいく。

## ●歳出に関すること

- ◀ 総論 ▶
- ①人口対策に果敢に取り組むため、総合計画をはじめとした各種計画・戦略の推進項目や評価検証結果を的確に予算化
  - ②こどもまんなか社会の実現、PLAY EARTH PARK 関連事業など未来を見据えた事業に積極的かつ適切に投資
  - ③コロナ対策、物価高騰対策のほか、近年多発している突発的な災害への対応など市民の安全・安心な生活や市内経済の安定を図る事業を、きめ細かにかつ速やかに実施
  - ④各種行革推進施策の着実な実行により、令和7年度までの歳出一般財源額の圧縮目標の達成を目指すとともに、自主事業に取り組むために必要な自主財源を捻出

令和2年国勢調査結果では、市の人口は推計値（48,028人）を下回る47,937人となり、このまま減少に歯止めがかからなければ、2030年には推計値（41,219人）を下回って4万人台を割り込み、これまで以上に地域社会に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

内閣府の8月の月例経済報告によると、日本経済は、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

このような状況を踏まえつつ、第2次南砺市総合計画に掲げる将来像である「誰ひとり取り残さない、誰もが笑顔で暮らし続けられるまち」、4つの目指すべきまちの姿「未来に希望が持て」「多様な幸せが実感でき」「心豊かな暮らしができ」「皆で考えともに行動する」まちを実現するためには、総合計画・まちづくりプランとそれを補完する各種計画・戦略の着実な推進による人口対策が不可欠である。

そして、厳しい財政状況の中でも、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策など市民のいのちと健康を守り、市内経済の安定を図るための事業、未来への投資としてのこども関連事業やPLAY EARTH PARK 関連事業、さらにはJR城端線氷見線の再構築をはじめとする地域公共交通の活性化、福光高校跡地の有効活用など課題解決に向け積極的に取り組むべき数々の事業を着実に実施する必要がある。

時代や社会は常に変化し、それに対応するためには常に新たな挑戦に取り組まなければならない。新たな挑戦にはそれを実行するための財源が必要である。その確保のため、新たな自主財源の開拓とともに、令和7年度までの歳出一般財源額の圧縮目標の達成を目指し、既存事業の目標と達成状況、得られた効果の検証を行い、初期の目的が達成された事業の廃止・縮小・統合を進めなければならない。

市民生活を支えるインフラの整備・更新、冬季除雪については、市民要望の実現や生活環境、安全・安心の着実な向上にむけて、道路整備5ヶ年計画やストックマネジメント等に基づき計画的に取り組んでいく。

## ◀ 重点事業関連 ▶

### 1. 第2次総合計画「なんとまちづくりプラン」に掲げる施策等について

- これまでに移住・定住支援や婚活支援、子育て支援施策など、人口減少対策については、全国に先駆けた取組を進めてきているが、「子育て世帯の転入数」や「年間出生数」、「若者の純移動率」といった、人口減少に関連する指標は目標値と大きく乖離しており、厳しい状況

となっている。これらの結果を踏まえ、より効果的な事業展開を目指して庁内の連携を強めるとともに、伝えたい方に必要な情報が伝わるよう戦略的な情報発信に取り組む。

令和5年度は、「なんとまちづくりプラン」に掲げる35施策に基づき、全146事業（うち成果向上枠35事業）に取り組んでいるが、令和4年度の評価検証を踏まえ、「人口減少への対策として、経済的な支援だけでなく、雇用の確保や女性が働きたいと思える環境の整備に取り組み、若者が戻り、住み続ける価値のある場所として選ばれるまちの実現を目指す」との方針を示している。

この方針に基づく取組を着実に進めるため、「総合計画成果向上枠」として1億円の財源を確保し、真に必要な事業の創出や既存事業の見直し・改善に部局を超えて取り組み、未来へと繋がる事業展開・予算計上を行っていく。

また、以下に掲げる分野についても、まちづくりビジョンの実現にむけた解決すべき課題とし、個別計画・戦略の達成・実現を目指して積極的に取り組む。

### (1) こどもまんなか社会の実現と若者・女性の就労環境の充実

本年4月1日から「南砺市こどもの権利条例」が施行されたことに合わせ、こども課を総合政策部に移管し、行政・地域・市民が「こどもを真ん中において考える」こども真ん中社会の実現のための体制を整えたところである。

現在、政府のこども施策に係る「こども大綱」が年内に策定される予定であり、市においても「南砺市こどもの権利普及に関するアクションプラン」を策定中であることから、今後これらの方針に則った事業の着実な実行が求められる。

「こどもを育てたい、育ちたいまちづくり」には、女性を含む若者が南砺市に安心して移住・定住し、子育てと就労を両立できる環境づくりが重要である。女性と男性の役割分担や育休等についての啓発を進めるとともに、第2次総合計画における重要施策である「若者の希望に合う就業への支援」「若者の住環境への支援」をさらに推し進め、令和5年度から実施のU I Jターン施策等としっかり連携させ、人口減少対策の一環としても取り組んでいく。

### (2) DX（デジタル・トランスフォーメーション）・GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進

昨年度策定したDX推進計画アクションプランにおいて、デジタル化施策の今後の具体的な取り組みを示したところである。令和7年度までの計画期間内に同プランに掲げた施策を実現すべく、全庁挙げてスピード感を持って取り組んでいく。

国の令和6年度概算要求においては、総務省からは「地域DXの推進」「地域DXの推進を支える情報通信環境の整備」に係る予算として、内閣府からは「デジタルの力を活用した地方創生の推進」に係る予算としてそれぞれ約1,200億円以上が計上されている。これらの積極的な活用を図り、行政だけでなく市内事業所等の取組にも各種施策により支援を行う。

また、経済産業省は本年5月のGX推進法成立を受け、令和6年度概算要求でGX推進対策費として1兆円規模を計上している。市においても令和3年度に策定した「南砺市の脱炭素化に向けたロードマップ」を基に循環型経済の実現に向け、省エネ対策や再エネ活用の推進を計画的に進めていく。二酸化炭素の排出削減は、公共施設、市民や事業所への再エネ・省エネ等設備導入について、国の事業による補助金等を活用しながら取り組んでいく。

### (3) 小規模多機能自治

新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことをきっかけに、各地域づくり協議会の事業・イベント等の実施がコロナ禍前に戻りつつあることから、「地域課題」の解決に向けた取組みも活発化してきている。市としては引き続き地域の課題解決に向けた取組みをしっかりと支援していく。

## 2. PLAY EARTH PARK 事業への取り組みについて

○PLAY EARTH PARK 事業は南砺市エコビレッジ構想の具現化ともいえることから、全庁的な協力体制を構築することはもとより、官民の緊密な連携により高いレベルでの実現を目指す。

PLAY EARTH PARK の令和8年の開園を見据え、令和6年度から本格化する関連事業を着実に実行する。規模の大きさ故、市民・事業者との調整や、事業の影響範囲の特定及び諸課題への対応に漏れが生じないように十分に注意を払い、事業の進捗に滞りが生じないように努める。

事業費が多額となることを見込まれ、財政への影響も大きいことから、最大限の効果を最小の費用で上げることを第一とし、各個別事業において可能な限り財源確保に努めるものとする。

## 3. 新型コロナウイルス感染症対応・物価高騰対策について

○令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に見直され、流行状況も落ち着いているものの、なお身近で感染者が増加する動きがみられる。引き続き新型コロナウイルス感染症対策基金も活用しながら、必要な対策を徹底する。また、世界的な物価高騰の市内経済活動への影響を抑えるため、きめ細かく対応していく。

新型コロナウイルス感染症については、引き続きワクチンの接種などの感染予防策を徹底し、市内経済活動の回復・成長に全力を注ぐ。一方、ロシアによるウクライナ侵略や、急激に進行した円安の影響による物価の高騰が市民生活・市内経済を直撃していることから、引き続き必要な対策を講じる。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国や県の支援については、従来同様の規模が期待できるか見通せない状況にあることから、必要に応じて、本市独自のコロナ対策基金などを活用するなどにより財源を確保する。

## 4. 行政改革推進について

○下記の項目を中心に、様々な行革推進施策を着実に実施することで、自主財源の捻出に繋げ、各種重点施策等への予算に反映する。

### (1) 公共施設再編

第2次公共施設再編計画（改訂版）（以下、「再編計画」という。）に準じ、引き続き全庁的に徹底した取組を実施していく。

施設修繕・改修関連経費については、関係施設の保有期限や耐用年数等を十分考慮し、かつ令和4年度に策定した個別施設計画に基づき、計画的に適切な予算要求を行うものとする。

解体工事費を予算要求する場合は、事前に外壁等への吹付材に基準値以上のアスベストが含有されていないか等の調査を徹底し、その上で要求することとする。

### (2) 「選択と集中」によるメリハリのある財政運営

当初目的に対し、達成又は効果が低減したと判断される事業の積極的な統合・廃止を行いつつ、その財源を逆に新規事業や重点施策となる事業の拡充への財源として活用するなど、「選択と集中」によって、メリハリを付けた財政運営を行う。

### (3) 第三セクター改革

第三セクター改革プランに位置づけられている法人等については、市の財政的関与をおお

むね10年間でゼロにすることを目指すとしている。その目標達成に向け、令和6年度までに指定管理料や補助金を平成26年度決算額に対比60%以上削減することとしている。物価高騰の影響も見極めながら、引続き経営改革と経営改善への指導等に努めていく。

#### (4) 各種補助金等の見直し

「南砺市補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づく段階的縮減期間が令和4年度で終了し、令和5年度からガイドラインの本格運用が始まっている。引き続き、補助基準と使途の明確化の徹底を図りながら、公益性、公平性、有効性の観点から適正な補助金の交付に努めるものとする。また、見直しの対象となっていないもの（制度的補助等）も含め、補助金の効果や目的の達成状況などを見極め、制度存続の有無も含め見直しに努めることとする。

また、大規模イベント・祭り等については、関連団体が継続して事業が行っていただけるよう支援の方法を検討する。

#### (5) 施設維持管理経費

本庁舎（地域包括ケアセンターを含む）及び各市民センター、各公共施設の維持管理等に係る経費は、物価・エネルギー高により補正予算で増額計上した令和4年度及び令和5年度（現時点まで）の実績を十分考慮し、電気料、上下水道料、修繕関係費、車両関係費等、必要かつ適正な予算となるよう努める。

#### (6) 職員定員の適正化

第3次定員適正化計画に基づき、現行の会計年度任用職員制度も踏まえた対象者の正確な把握を行い、人件費の過大な要求とならないよう努めるとともに、障害者雇用を促進し、最適な人員体制を構築する。

また、働き方改革関連法に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現にむけ、業務内容の見直しと効率化（当たり前に行ってきた事務の中に潜む無駄の排除）を図り、全庁的に時間外勤務の縮減と総人件費の抑制に努めることとする。

### ◀ 企業会計関連 ▶

○「公立病院経営強化プラン」（次期病院改革プラン）等の計画を基に事業改革、経営の健全化に努めるとともに、一般会計繰出金の縮減を図る。

1. 南砺市病院事業については、今後の市内2病院の再編（大規模改修等を含む）など、「病院将来ビジョン」における長期的な医療体制のあり方を踏まえ、現在策定中の「公立病院経営強化プラン」（次期病院改革プラン）及び同アクションプランを基に事業改革を進めるものとする。
2. 水道事業及び下水道事業については、各施設の更新計画に合わせて、適切な事業費を算出するとともに、平成29年度策定の水道事業アセットマネジメント及び下水道事業ストックマネジメントとの整合性を図り、将来の料金改定も踏まえ、経営の健全化に努めていく。
3. 企業会計に対する「基準外繰出金」については、基準内繰出金の対象経費との精査を適正に行い、その必要性や積算根拠等を明確にして、可能な限り縮減に努めるものとする。